

国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 国土交通省組織令の一部改正

一 総合政策局情報管理部を廃止するものとする。

(第二条関係)

二 総合政策局及び同局総務課の所掌事務に運輸審議会の庶務に関するものを追加すること。

(第四条及び第二十五条関係)

三 海事局及び同局海事人材政策課の所掌事務から船員の労働組合及び労働関係の調整に関するものを削除するものとする。

(第十三条及び第四百四十二条関係)

四 自動車交通局次長を廃止するものとする。

(第十九条関係)

五 大臣官房に置く審議官及び参事官の数を改めること。

(第二十条及び第二十一条関係)

六 地方交通審議会の所掌事務に船員関係法令に基づく調査審議事務を加えるものとする。

(第二百十四条関係)

七 観光庁の内部組織について定めるものとする。

(第二百二十一条から第二百二十四条の九まで関係)

八 運輸安全委員会事務局の内部組織について定めるものとする。

(第二百四十三条の二から第二百四十三条の十まで関係)

九 高等海難審判庁、地方海難審判庁に関する規定を削除するものとする。

(第二百六十条及び第二百六十一条関係)

第二 航空・鉄道事故調査委員会設置法施行令の一部改正

一 題名を運輸安全委員会設置法施行令に改めるものとする。

(題名関係)

二 事故等調査の実施要領等を運輸安全委員会規則で定めるものとする。

(第二条関係)

第三 海難審判法施行令の一部改正

一 高等海難審判庁、地方海難審判庁に関する規定を削除するものとする。

(第二条関係)

二 審判官、理事官の資格、定数を改めるものとする。

(第二条及び第三条関係)

第四 その他関係政令について、所要の整備等を行うものとする。

(第四条から第二十六条まで関係)

第五 附則関係

一 この政令は、平成二十年十月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置等について定めるものとする。

(附則第二条及び第三条関係)